

答申第39号  
(諮問第44号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が、「RD社の元従業員と直接会いまたは電話により聴取した復命書」(以下「本件対象公文書」という。)について、その一部を非公開とした部分のうち、別表に掲げる非公開とすべき部分を除いて公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成19年10月10日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書および「RD社処分場に廃棄物を排出した企業名と廃棄物量が分かる書類」の公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書および「平成12年1月21日付滋環整第45号によりRD社に対して行ったRD最終処分場の埋立処分実績にかかる廃掃法第18条に基づく報告徴収結果の一覧表」(以下「一覧表」という。)を特定した。

同年10月19日、実施機関は、本件対象公文書および一覧表に記載されている情報が条例第6条第1号および第6号に該当するとして公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 異議申立て

同年10月24日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

異議申立人が異議申立書、意見書および意見陳述において述べている内容は、次のように要約される。

なお、一覧表については、異議申立ての対象とはしていない。

1 異議申立ての趣旨

本件対象公文書の一部公開決定を取り消すとの決定を求める。ただし、個人情報の公開を求めたものではないので、「証言者の氏名、役職名、就職年月、役員就職年月、聴取日時、職務、法人名」の非公開については了承する。その他の証言内容の公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次の通り違法不当である。

- ・元従業員の証言は、既にマスメディアや市民団体が作った「証言集」で一部開示されている。とくに秘匿すべきものとは考えられない。

- ・滋賀県は、この内容に基づき処分場の調査を行うとしており、調査の妥当性を判断するのに欠かせない情報である。
- ・違法不当行為が証言された場合、刑事・民事事件への発展可能性があるにもかかわらず、それを確認できないのは、正義に反する。
- ・「公にすることは、公開することを世間一般に印象付ける」という非開示の理由は理解できない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

##### 1 本件対象公文書について

平成18年度および平成19年度に行った、RD社の元従業員および元役員（以下「元従業員等」という。）に対して直接会または電話により聴取したRD社の産業廃棄物最終処分場（以下「RD最終処分場」という。）の埋立等に関する復命書である。

##### 2 復命書の性格

栗東市小野地先にあるRD最終処分場は、埋立廃棄物による地下水汚染など生活環境保全上の支障が生じており、その原因として、違法な埋立処分が行われた可能性が強く、平成17年度の掘削調査で、100本を超えるドラム缶等の違法な埋立が判明した。平成18年に事業者であるRD社が経営破綻したことから、今後、県はドラム缶等の違法な埋立について調査し明らかにした上で、当該行為に関与した者の特定を行い、是正を求めるとともに、不履行である場合には行政代執行により生活環境保全上の支障を除去するための対策工を実施し、その費用を求償していく必要がある。

このため、元従業員等に「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）に基づく文書照会と、幅広く情報を収集するための任意の文書照会を行い、さらに、元従業員等の協力が得られる場合は面談や電話による聞き取りを行った。

復命書は、この面談や電話の結果等を個別にとりまとめたものであり、違法な埋立に関与した者を特定する上で有力なものになるとともに、元従業員等には、今後も引き続き協力を得る必要があると考えている。

##### 3 非公開理由について

###### （1）条例第6条第1号該当性

個人の氏名および個人を識別することができる情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから条例第6条第1号に該当し非公開と判断した。

###### （2）条例第6条第6号該当性

対象者から聴取した内容、聴取した日について、公にすることは、公開することを世間一般に印象づけることになり、今後の関係者等との信頼関係まで損ない、調査への協力を拒まれる等、情報収集を困難にしてしまうおそれがあることから、条例第6条第6号に該当し非公開と判断した。

具体的には、記載されているRD関係者の氏名、職名および職種等個人を識別できる情報

を非公開とした上で、それでもなお、対象者から聴取した内容を公開することは、不適正処分に関与した者に行政処分（措置命令）を予見させることにつながり、そのため、行政処分の実施や代執行を行った場合の費用求償を阻害するおそれがあり、また、公にすることにより、証言者自身に自己の安全が失われるという不安を抱かせ、今後の調査への協力を拒まれる等情報収集を困難にしてしまうおそれがあると判断したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならぬものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上を踏まえたうえで以下のとおり判断する。

#### (2) 本件対象公文書について

実施機関は、平成18年度および平成19年度に行った、RD社の元従業員等に対して直接会いまたは電話により聴取したRD最終処分場の埋立等に関する復命書を本件対象公文書として特定している。

本件対象公文書は、実施機関が、元従業員等に面談や電話による聞き取りを行い、その結果等を個別にとりまとめたものであり、回覧部分および県職員の個人の印影、復命の日日、復命者、個人の氏名、聞き取りの日時、具体的な内容のまとめ（個人の氏名、役職名、就職年月、役員就職年月、職務、法人名等を含む）、面接を行った場合の具体的な場所の他、担当者の所感からなっている。

実施機関は、個人の氏名および個人を識別することができる情報（氏名、職名および職種等）について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから条例第6条第1号に該当し、さらに元従業員等から聴取した内容について、前述（第4・3（2））の理由により条例第6条第6号に該当するとして非公開としている。

これに対して異議申立人は、前述（第3）のとおり、本件処分は違法不当であって、元従

業員等から聴取した内容（証言内容）の公開を求めるが、個人情報の公開を求めたものではないので、「証言者の氏名、役職名、就職年月、役員就職年月、聴取日時、職務、法人名」の非公開については了承すると主張している。

そこで、本件対象公文書の条例第6条各号該当性を以下検討する。

### （3）条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、公開請求された公文書に「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が記録されている場合等は、原則として当該公文書を公開しないことを定めている。なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の思想、信条、心身の状況などに関する情報であって個人の人格や私生活と密接に関連する情報等で、公にすると、個人識別部分を除いたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものを指すと解される。

本号ただし書は、上記のような情報であっても、「ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職および職務遂行の内容に係る部分」については、本号の非公開情報から除外し、例外的に公開することを定めている。

このことを踏まえると、本件対象公文書の中の「個人の氏名、役職名、就職・役員就職年月（推定されるものを含む）職務、親族関係、個人の経歴に係る事業者名、面接を行った場所（県関係を除く）」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）といえ、条例第6条第1号に該当する非公開情報であると認められるから、非公開とすることが妥当である。なお、これらのことについては、異議申立人も公開することを求めていない。ただし、県職員の氏名・印影については、条例第6条第1号ただし書ア「慣行として公にされている情報」に該当することから公開が妥当であるが、元従業員等から聴取した内容中に記載されている県職員の氏名については、公開すると当該県職員が業務を担当していた期間が分かることから当該従業員等の在籍年月が推定され、個人が識別可能な情報であると認められるため、非公開とすることが妥当である。なお、これ以外の復命者欄・当室対応欄の県職員の氏名・印影については、本件処分において既に公開されている。

また、本件対象公文書の中には、個人の家庭や心身の状況を述べた部分が存在する。当該部分については「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」といえ、条例第6条第1号に該当する非公開情報であると認められるから、非公開とすることが妥当である。

#### (4) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めている。

さらに、条例第6条第6号でいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

とくに、本件のような産業廃棄物の処理をめぐる問題に関する情報については、産業廃棄物処理施設に関し許可制を導入し、都道府県知事に措置命令等の強い権限を与え、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした廃掃法の趣旨や、産業廃棄物の処理に強い関心が寄せられる社会状況等に鑑み、周辺住民の健康等を保護するために公開することが強く要請されているものと考えられ、このような問題に関する情報を公開することは、周辺住民の不安感を取り除き、廃棄物処理行政に対する理解を得るために必要である。また、本件の情報は、不適正な廃棄物処理（違法な埋立て）が行われたことに対する行政処分の妥当性を県民の立場で検証する上でも公開する必要性があると考えられる。このような公開の必要性の高さを考慮すると、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの蓋然性はおのずと高いものが求められる。

仮に公開しないこととすれば、周辺住民の不安感が増幅し、廃棄物処理行政に対する不信感が高まるなど、そのことによってもたらされる不利益は看過することができず、その「蓋然性」の判断は厳格なものとならざるを得ない。

このことを踏まえて実施機関の非公開理由を検討する。

実施機関は、「対象者から聴取した内容、聴取した日について、公にすることは、公開することを世間一般に印象づけることになり、今後の関係者等との信頼関係まで損ない、調査への協力を拒まれる等、情報収集を困難にしまうおそれがあることから、条例第6条第6号に該当し非公開と判断した」と主張する。

実施機関の口頭説明によると、その信頼関係とは「回答内容が曖昧なものでも構わないので教えて欲しいという実施機関の求めに応じてもらえるような、実施機関と回答者との信頼関係」であるという。

確かに、聴取した内容が公開されることとなると曖昧な回答を躊躇する可能性も考えられないことではない。

しかし、聴取対象者の個人識別情報が非公開とされた上で聴取した内容が公開されるのであれば、聴取対象者は特定されないのであるから、曖昧な回答について個人的に非難されるおそれはなく、「調査への協力を拒まれる等情報収集を困難にするおそれ」を生じさせるほど信頼関係が損なわれるとは考え難い。

さらに実施機関は、「聴取した内容を公開することは、不適正処分に関与した者に行政処分（措置命令）を予見させることにつながり、そのため、行政処分の実施や代執行を行った場

合の費用求償を阻害するおそれがあり、また、公にすることにより、証言者自身に自己の安全が失われるという不安を抱かせ、今後の調査への協力を拒まれる等情報収集を困難にしまうおそれがある」と主張する。

実施機関の口頭説明によると、平成 20 年に入り、不適正処分に関与した R D 社社長および関係役員に対して措置命令をすでに行っており、このような現状において「不適正処分に関与した者に行政処分（措置命令）を予見させることにつながり、行政処分の実施や代執行を行った場合の費用求償を阻害するおそれがある」というためには、非公開とされる情報は、今後行政処分を行うにおいて秘密性の高い情報でなければならない。

ところが、実施機関の口頭説明において、聴取した内容に関し、具体的な情報を示して秘密性の高さを示すような特段の説明は行われず、聴取した内容を公開することにもなう「行政処分の実施や代執行を行った場合の費用求償を阻害するおそれ」という実施機関の主張する「おそれ」は、法的保護に値する蓋然性があるとまでは言えない。

以上のとおり、実施機関の主張する非公開理由に条例第 6 条第 6 号該当性は認められない。

ところで、本件対象公文書の中には、排出事業者名等の法人等の情報が記載されており、これらの情報については条例第 6 条第 2 号該当性が問題となる。条例第 6 条第 2 号該当性については、実施機関の主張するところではないが、本来守られるべき法人等の正当な利益を害することは避けなければならない。このような観点から、条例第 6 条第 2 号該当性について当審査会において判断する。

#### （５）条例第 6 条第 2 号該当性について

条例第 6 条第 2 号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、『ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』、『イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの』」が記録されている場合は原則として非公開とすることを定めている。

なお、上記アの「おそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。このことを踏まえて以下検討する。

本件対象公文書を見分すると、「元従業員等の前職や再就職先等経歴に係る事業者名、廃棄物の排出事業者名、下請け事業者名（業務委託先事業者名）」が記載されており、これら以外に当該企業等に関する情報は、聞き取りの目的である R D 社に関する情報を除いては記載されていないことが認められる。

まず、「元従業員等の前職や再就職先等経歴に係る事業者名」のうち「R D 社の社名」については、R D 社が既に破産手続きを開始していることから、それを公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれはなく、条例第 6 条第 2 号に該当する非公開情報とは認められない。また、「元従業員等の前職や再就職先等経歴に係る事業者名（R D 社を除く）」につ

いても、特に当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第6条第2号に該当する非公開情報とは認められない。ただし、「個人の経歴に係る事業者名」は個人識別情報と認められるため、「元従業員等の前職や再就職先等経歴に係る事業者名」は条例第6条第1号に該当する非公開情報であり、これを非公開とすることが妥当であることは既に判断したところである（第5・1（3））。

さらに、「廃棄物の排出事業者名」について、現行の廃掃法では産業廃棄物管理票(いわゆるマニフェスト)の交付者たる排出事業者は都道府県知事に対し当該管理票に関する報告書を提出しなければならないが、既にRD社に処理を委託した排出事業者名の一覧表が公開されており、「廃棄物の排出事業者名」は当該一覧表登載の情報であることから、非公開とすべき理由がなく、公開することが妥当である。

ところで、「下請け事業者名」については、これが公表されることによって、当該下請け事業者が本件の違法な産業廃棄物処理に荷担したとの憶測をされるおそれがあり、これは当該法人等にとって大きな不利益となることが考えられる。したがって、「下請け事業者名」は、法人等に関する情報であって公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものといえ、条例第6条第2号に該当する非公開情報であると認められるから、非公開とすることが妥当である。

以上のことから、本件対象公文書について、条例第6条第6号該当を理由として非公開とした実施機関の決定は妥当ではなく、条例第6条第1号および第2号に該当する非公開情報である「別表に掲げる非公開とすべき部分」を除いて公開すべきである。

よって「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成19年11月12日	・実施機関から諮問を受けた。
平成20年1月30日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成20年3月11日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成20年5月22日 (第159回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成20年6月12日 (第160回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成20年7月28日 (第161回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・異議申立人から意見を聴取した。
平成20年8月22日 (第162回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

平成20年 9月30日 ( 第163回審査会 )	・ 諮問案件の審議を行った。
平成20年10月20日 ( 第164回審査会 )	・ 諮問案件の審議を行った。



< 別表 >

非公開とすべき部分	該当条項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の氏名（県職員を除く。ただし、聴取した内容中の県職員氏名は含む。）</li> <li>・ 役職名</li> <li>・ 就職・役員就職年月（推定されるものを含む）</li> <li>・ 職務</li> <li>・ 親族関係</li> <li>・ 勤務地</li> <li>・ 個人の経歴に係る事業者名</li> <li>・ 面接を行った場所（県関係を除く）</li> </ul> <p>上記以外に下記の部分（上記の情報を複数含む記述）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「廃掃法第 18 条照会・任意照会にかかる事情聴取または面談(メモ)」(平成 19 年 1 月 9 日付け内容欄 2 ～ 4 行目)</li> </ul>	<p>&lt; 条例第 6 条第 1 号該当 &gt;</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することとなるものを含む。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の家庭や心身の状況を述べた部分</li> <li>・ 「復命書」(平成 19 年 9 月 19 日付け 2 ページのもの内容欄 P 1 ; 11～13 行目、P 2 ; 5 行目 6～24 文字目、7 行目、平成 19 年 9 月 12 日付け内容欄 P 3 ; 26～27 行目、29～30 行目)</li> <li>・ 「廃掃法第 18 条照会・任意照会にかかる電話による事情聴取(メモ)」(平成 19 年 1 月 25 日付け内容欄 P 1 ; 12 行目)</li> </ul>	<p>&lt; 条例第 6 条第 1 号該当 &gt;</p> <p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請け事業者名</li> </ul>	<p>&lt; 条例第 6 条第 2 号該当 &gt;</p> <p>法人に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの</p>